

令和7年度償却資産（固定資産税）の申告について

名古屋市

1 申告期限および償却資産申告書の提出先

申告期限は、**令和7年1月31日（金）**です（可能な限り令和7年1月20日（月）までの申告にご協力ください。）。**郵送や電子申告（エルタックス）による償却資産申告書のご提出にご協力をお願いします**（FAXによる申告は受け付けることができません。）。

償却資産申告書は、**資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当**にご提出をお願いします。詳しくは、6ページをご覧ください。

※郵送でご提出いただく際に、申告書の控えに受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください（申告期限前後は申告が集中するため、返信までに日数をいただく場合がございます。）。

2 マイナンバー（個人番号）の取扱いについて

償却資産申告書の提出にあたって本市がマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認（身元確認および番号確認）を**毎回**行います。

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類	マイナンバーカード(個人番号カード) (表面)、 運転免許証、運転経歴証明書、 身体障害者手帳、パスポート、 在留カード、特別永住者証明書、 健康保険証、児童扶養手当証書 の中から1点 または 年金手帳、基礎年金番号通知書、 敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点	マイナンバーカード（表面）、 運転免許証、運転経歴証明書、 身体障害者手帳、パスポート、 在留カード、特別永住者証明書 の中から1点（代理人のもの） または 健康保険証、年金手帳、 児童扶養手当証書、 基礎年金番号通知書、 敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点（代理人のもの） + 委任状、 法定代理人であることを証する書類	税務代理権限証書 + 税理士証票 （税理士事務所の 職員の場合は、税 理士証票の写し）
番号確認書類 (本人のもの)	マイナンバーカード（裏面）、通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る）、マイナンバーが記載された住民票の写し の中から1点（本人以外の方が提出する場合は写し）		

本人確認について

マイナンバー（個人番号）を記載した償却資産申告書を市税事務所や区役所の窓口で提出する場合は、上表の身元確認書類および番号確認書類を提示してください。郵送で提出される方は、これらの書類の写しを同封してください。

※健康保険証の写しを同封する場合は、保険者番号や被保険者の記号番号等を黒塗りしてください。

※法人に係る償却資産申告書を窓口で提出される場合は、来庁された方の身分証を確認させていただきます。

3 償却資産申告書の住所・氏名欄について

現在本市に登録されている本店所在地・住民票上の住所および氏名が印字されますので、内容を確認のうえ、必要に応じて加除修正してください。

また、現在の送達先と異なる場所に送付を希望される方は、住所欄の余白に希望する送達先を記入してください。

4 種類別明細書の作成方法について

(1) 種類別明細書に資産内容が印字されている場合

前年までに申告していただいた資産は、資産の種類ごとの取得年月順に印字されていますので、前年中に異動があった資産を加除修正してください。

資産に異動がない場合は、申告書右下の「17 備考」欄の「2. 増減なし」を○で囲んでください。

(2) 種類別明細書に資産内容が印字されていない場合

令和7年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。

(3) 注意点

令和6年1月1日以前に取得されたもので申告が漏れていた資産については、種類別明細書の「増加事由」欄に「4（その他）」と記入し、「摘要」欄に「申告もれ」と記入してください。

また、移動により受け入れた資産については、「増加事由」欄に「3（移動による受け入れ）」と記入し、「摘要」欄に「○○から移設」と記入してください。

5 耐用年数の改正に伴う注意点

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。

申告書に同封しております種類別明細書に印字されている各資産の耐用年数は、原則として省令改正後の耐用年数ですが、種類別明細書の資産番号の左横に「*」が印字されている資産については、改正前の細目コードおよび耐用年数が印字されています。このため、「償却資産（固定資産税）申告の手引」の17ページ以降の「細目コード表」を参照していただき、該当する細目コードおよび耐用年数を記入し、摘要欄に「省令改正」と記入のうえご申告ください。

なお、既に修正して申告していただいた資産については、「*」は印字されていません。

※耐用年数を修正する場合、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しております「細目コード表（税制改正による耐用年数変更対応表）」をご参照ください（「償却資産 耐用年数」で検索いただけます）。名古屋市公式ウェブサイトをご覧になれない方は、市税事務所にご連絡ください。

6 固定資産税（償却資産）と法人税・所得税との取扱いの比較

固定資産税の対象となる償却資産の範囲、評価方法については、おおむね法人税、所得税の取扱いと同様ですが、一部異なる部分があります。

項 目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(法人税・所得税)
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法	旧定率法(固定資産評価基準に定める減価率による)	定率法または定額法の選択制 (平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物、平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備および構築物は定額法のみ)
前年中の新規取得資産	半 年 償 却(1/2)	月 割 償 却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません。	認められます。
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却	認められません。	認められます(租税特別措置法)。
増 加 償 却	認められます。	認められます(法人税・所得税法)。
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額(1 円)まで
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価(一部合算評価)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が 10 万円未満の資産)	【課税対象外】 法人税法または所得税法において、損金または必要な経費に算入したもの。	損金算入が可能 (法人税法施行令第 133 条) 必要な経費に算入するものとする (所得税法施行令第 138 条)
一 括 償 却 資 産 (取得価額が 20 万円未満の減価償却資産)	【課税対象】 法人税法または所得税法において本来の耐用年数を用いて毎年減価償却したもの。	3年間で損金または必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第 133 条の 2・所得税法施行令第 139 条)
中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された 30 万円未満の減価償却資産	課税対象です。	損金または必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第 28 条の 2・同法第 67 条の 5)

7 建物附属設備・特定附属設備の取扱いについて

(1) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分について

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により償却資産と家屋とに区分して課税されます。

償却資産とするもの・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、屋内ガス設備、屋内給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

ただし、家屋として課税するこれらの設備を借り受けた家屋に取り付けた場合（特定附属設備といいます。下記（2）参照）は、償却資産として、これらの設備の所有者の方に課税されます。

(2) 借家にテナントの方が取り付けた特定附属設備について

特定附属設備とは、家屋の所有者以外の方（テナント等）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げおよび建具、配線・配管等のことをいいます。

特定附属設備は、家屋の所有者以外の方（テナント等）に償却資産として固定資産税が課税されます。

(3) 特定の生産または業務用の設備の取扱い

次のような資産は、償却資産として課税されます。

① 特定の生産用の設備

(例) ・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管

・紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備および集塵設備

② 特定の業務用の設備

(例) ・工場等の生産ライン用リフトおよびベルトコンベアー設備

・冷凍・冷蔵倉庫、製氷業、アイススケート場の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材および防熱ドアを除く）

・ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備または衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備

・映画館、演劇場、興行場のスクリーン（映写用）設備、スポットライト、スピーカーおよびフィルム処理設備

・証券会社に設けられる株式価格表示設備

8 課税標準の特例について

内航船舶、公共の危害防止用施設・設備、中小事業者等が新規取得した先端設備等、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用されます。

特例該当資産には、種類別明細書の摘要欄に「附則第〇〇条」のように適用する条項を記入し、必要書類を添付のうえ申告してください。

添付書類等の詳細については、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当までお問い合わせください。

○中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例について

中小事業者等が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、名古屋市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の設備等に係る償却資産の固定資産税の課税標準額が、取得から3～5年間2分の1または3分の1に軽減されます。

※申告方法や添付書類等については、名古屋市公式ウェブサイトの該当の記事をご覧ください（「先端設備 固定資産」で検索いただけます。）。

○名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

9 その他注意点

電子申告の場合、「全資産申告」または「プレ申告データによる申告」にご協力ください。

また、電子申告の申告区分において「全資産申告」を選択した場合、「評価額」「決定価格」「課税標準額」を入力する必要があります（入力がない場合、申告書の再提出をお願いしています。ご確認のうえご提出ください。）。

電子申告（エルタックス）により償却資産申告書・種類別明細書が提出できます

地方税ポータルシステム

エルタックス
eLTAX

◆電子申告（エルタックス）を利用するメリット

○複数の市区町村へまとめて申告可能

○エルタックス対応した市販税務・会計ソフトで作成した申告書をそのまま提出可能

（エルタックスホームページで、無料の対応ソフトウェア「PCdesk（ピーシーデスク）」を利用できます。）

◆電子申告（エルタックス）の提出先

資産が所在する区ごとに提出してください。

資産が所在する区	提出先
千種区分、東区分、北区分、中区分、守山区分、名東区分	名古屋市栄市税事務所
西区分、中村区分、中川区分、港区分	名古屋市本陣市税事務所
昭和区分、瑞穂区分、熱田区分、南区分、緑区分、天白区分	名古屋市金山市税事務所

◆申告の受付時間は、8:30～24:00（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く。）

※毎月最終土曜日および翌日の日曜日は利用可能です。

※下記の期間は土・日・祝日を含む毎日エルタックスが利用できます（メンテナンス時間帯は除きます。）。

令和7年1月4日～令和7年1月31日（0:00～24:00）

令和7年2月1日～令和7年3月19日（8:30～24:00）

※詳しくはエルタックスホームページ <<https://www.eltax.lta.go.jp/>> をご確認ください。

◆お問い合わせ先

エルタックスのご利用に関してご不明な点等がある方は、エルタックスホームページの「よくあるご質問」<<https://eltax.custhelp.com/>> をご覧ください。

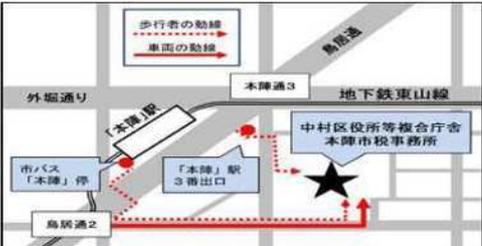
右記の二次元コードをスマートフォン等で読み取ることで、エルタックスホームページの「よくあるご質問」ページにアクセスできます。



お問い合わせ先・申告書の提出先

償却資産（固定資産税）についてのお問い合わせや申告書の提出などは、**資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当**へお願いします。

なお、申告書は、**資産が所在する区ごとに作成し、区名を必ず記載していただきますようお願い**します。

資産が所在する区	担当する市税事務所	
<p>千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区</p>	<p>栄市税事務所 固定資産税課償却資産担当</p> <p>〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) TEL (052)959-3309 FAX (052)959-3319</p>	 <p>地下鉄栄駅4A番出口から400メートル</p>
<p>西区 中村区 中川区 港区</p>	<p>本陣市税事務所 固定資産税課償却資産担当</p> <p>〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階) TEL (052)433-4028 FAX (052)433-4066</p>	 <p>地下鉄本陣駅3番出口から100メートル</p>
<p>昭和区 瑞穂区 熱田区 南区 緑区 天白区</p>	<p>金山市税事務所 固定資産税課償却資産担当</p> <p>〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) TEL (052)324-9809 FAX (052)324-9826</p>	 <p>地下鉄金山駅5番出口から500メートル</p>

※開庁時間：月曜日から金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）午前8時45分から午後5時15分まで

※市税事務所へお越しになる方へ

市税事務所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

また、障がいのある方などには駐車スペースをご案内しておりますので、ご連絡ください。

中小事業者等が新規取得した 先端設備等に係る課税標準の特例について ＜固定資産税（償却資産）のお知らせ＞

名古屋市

中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の資産に係る固定資産税（償却資産）について、3～5年間軽減されます（地方税法附則第15条第44項）。

適用条件を確認のうえ、資産を取得した翌年の1月1日から1月31日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに、必要書類を添付して、資産が所在する区を担当する市税事務所に提出してください。

特例対象資産

以下の条件を満たすもの

＜条件＞

- ① 名古屋市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したものであること
- ② 生産、販売活動等の用に直接供するもの
- ③ 中古資産でないもの
- ④ 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたもの
- ⑤ 以下の表の条件を満たすもの

資産の種類	取得期間（※）	用途または細目	1台1基または一の取得価額
機械装置	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	全て	160万円以上
工具		測定工具および検査工具	30万円以上
器具備品		全て	30万円以上
建物附属設備 (家屋と一体となって効用を 果たすものを除く。)		全て	60万円以上

※ただし、先端設備等導入計画認定後に取得したものに限り。

特例内容

- ・従業員に対する賃上げ方針を計画内に記載し表明した場合：
令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産
→5年間、課税標準額を3分の1に軽減
令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産
→4年間、課税標準額を3分の1に軽減
- ・賃上げ方針の表明なしの場合：3年間、課税標準額を2分の1に軽減

特例対象者

個人：常時使用する従業員数が1,000人以下である方。

法人：資本金の額または出資金の額が1億円以下である法人。資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人。

※以下のいずれかに該当する法人（みなし大企業）は、特例措置の対象外です。

- (1) 同一の**大規模法人**(資本金が1億円を超える法人等)に発行済株式もしくは出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人。
- (2) 2以上の大規模法人に発行済株式もしくは出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人。
- (3) 他の通算法人のいずれかが下記の要件に該当する場合における通算法人
 - ア 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)または(2)に該当する法人
 - イ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人を超える法人

提出書類

以下の書類をすべて添付し、償却資産申告書を提出してください。

- ・先端設備等導入計画の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し

※賃上げ方針の表明をしている場合は、加えて以下の書類も必要です。

- ・賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し

※所有権移転外リース取引の場合は、加えて以下の書類も必要です。

- ・リース契約書の写し
- ・固定資産税軽減額計算書の写し

お問い合わせ先・提出先

- 先端設備等導入計画の認定についてのお問い合わせ先
経済局産業労働部中小企業振興課 TEL (052)735-2100
- 固定資産税に係る特例に関するお問い合わせ先・提出先

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産をお持ちの方)

栄市税事務所固定資産税課償却資産担当 TEL (052)959-3309
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)

(西区、中村区、中川区、港区に償却資産をお持ちの方)

本陣市税事務所固定資産税課償却資産担当 TEL (052)433-4028
〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)

(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産をお持ちの方)

金山市税事務所固定資産税課償却資産担当 TEL (052)324-9809
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)

(令和6年4月現在の法令に基づいて作成しています)